

佐賀県告示第 77 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年 9 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画道路 3・5・131 号 酒井西小郡線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分 鳥栖市曾根崎町字落合、酒井西町字溝狭間、字小柳及び字三十六、酒井東町字瘤町及び字川口並びに飯田町字木の島
- (2) 削除する部分 なし